

相手に何かを求める手続をお考えの方へ (手続案内・請求編)

簡易裁判所の民事事件においては、次のような手続を利用することができます。

通常訴訟事件

民事上の紛争について、請求額が**140万円以下**のものにつき、**公開の法廷**において、当事者が言い分を主張し、必要な証拠調べを実施したりして、**判決により判断**する手続です。

また、当事者の希望等により、和解（話し合い）によって解決することもできます。

(手続面のメリット, デメリット)

○=ほとんどの申立てで定型用紙が利用できます。最終的な結論が得られます。

×=相手方があなたの言い分を争った場合、言い分を整理して出したり、証拠の申出の準備が必要となり、時間を要することがあります。

(管轄)

原則として、相手方の住所地です。ただし、請求内容によっては、あなたの住所地等で裁判をすることができます（義務履行地、不法行為地等）。

少額訴訟事件

民事上の紛争のうち、請求額が**60万円以下の金銭請求に限り**、原則として、1回の**公開の法廷**において必要な証拠調べを実施したりして、**判決により判断**する手続です。

また、当事者の希望等により、和解（話し合い）によって解決することもできます。

(手続面のメリット, デメリット)

○=ほとんどの申立てで定型用紙が利用できます。原則として、**1回の裁判**で最終的な結論を得ることができます。

×=証拠書類等の準備を事前に終えておく必要があること、相手方の申述等により通常訴訟に移行し、1回の裁判で終わらないことがあります。また、原則として、上級の裁判所で続きの審理をすることは、できません。

(管轄)

原則として、相手方の住所地です。ただし、請求内容によっては、あなたの住所地等で裁判をすることができます（義務履行地、不法行為地等）。

支払督促事件

民事上の紛争のうち、**金銭的請求**について、あなたの言い分を記載した書面の審査だけで相手方に支払を求める手続です。

請求金額に制限はありません。ただし、相手方から異議の申立てがあった場合には、通常訴訟に移行することになり、上記の訴訟手続と何ら変わりのない手続となります（なお、請求額が140万円以下であれば簡裁で、140万円を超える場合には地裁で審理します。）。

(手続面のメリット, デメリット)

○=書面審理ですので、審理のために裁判所に**出頭する必要がありません**。費用（申立手数料）は通常訴訟の半額です。

×=相手方から異議の申立てがあると、通常訴訟に移行するので、通常訴訟と同じ費用がかかり、訴訟手続のための準備等が必要となります。

(管轄)

相手方の住所地です。

調停事件

民事上の紛争について、裁判官と調停委員で組織する調停委員会が仲介する形で**合意による解決を目指すもの**です。

金銭的な請求のみならず、民事上の紛争全般で利用できます。

(手続面のメリット, デメリット)

○=**費用が訴訟手続よりも安く**、ほとんどの申立てで定型用紙を利用することができるので、簡単に手続ができます。**非公開**ですので、第三者に知られるおそれはありません。

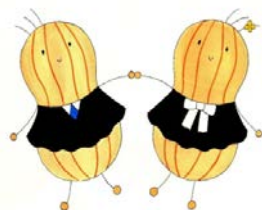
×=話し合いによる手続ですから、相手方が明らかに**出頭しない**とか、同意に達する見込みがほとんどない場合には不向きです。

(管轄)

相手方の住所地です。ただし、紛争の目的物の所在地であったり、あなたの住所等でもできる場合があります（宅地建物調停、交通事故の人身損害に対する賠償等）。

※1 ○はメリット、×はデメリットを表したものですが、これは、手続面から記載したものです。

※2 どの手続によっても、決まった内容を相手方が実行しない場合には、別途、強制執行の手続が必要となります。



千葉地家裁判員制度キャラクター
『ピー太くんとナツ実ちゃん』

〒260-0013 千葉市中央区中央4-11-27

千葉簡易裁判所

Tel 043-222-0165(代表)

裁判所HP <http://www.courts.go.jp/chiba/>



平成21年5月～ あなたも裁判員!? 裁判員制度